

平成 29 年度消費者啓発 CM 制作事業  
企画提案コンペ仕様書

1 事業の目的

近年、インターネット・スマートフォン等のデジタルコンテンツにかかる不当請求や架空請求等による消費者トラブルが、世代を問わず、多発していることから、デジタルコンテンツにかかる消費者トラブルの未然防止及び消費者ホットライン 188 の周知を目的として、幅広い世代を対象とした訴求力のある啓発映像を制作する。

2 契約期間

契約締結日から平成 29 年 11 月 15 日（水）まで

3 委託内容

消費者啓発 CM の企画、制作

（1）映像の概要

①尺

15 秒と 30 秒（15 秒 CM のロングバージョン）

②用途

映画館 CM（県内映画館）

テレビ CM（三重県を放送地域に含む）

DVD による上映（三重県が主催する啓発イベント、講演会等）

三重県ホームページ上での公開

YouTube 上での公開

③使用期間

納品日から 2022 年 3 月末日まで

④形式

実写、アニメーション、CG 等形式は問わない。一部であれば静止画も認める。

⑤内容

・インターネット・スマートフォン等の不当請求、架空請求による消費者トラブルにあわないための啓発をすること。

・消費者ホットライン 188（いやや）を周知すること。

・県消費生活センターのキャラクター「ダンコムシ」を登場させること。

※ 本件消費者啓発 CM 制作事業の目的の範囲内で使用する場合に限り、「ダンコムシ」を自由に改変することを認める。

「ダンコムシ」については別添ファイルのイラストを参照のこと。

（2）納品

①納品期限

平成 29 年 11 月 1 日（水）17 時

②納品形態

HDCAM（映画館 CM、テレビ CM として使用可能なもの）

DVD 2 枚（インターネット配信が可能なようにデータを編集し記録したもの）

### ③納品場所

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階  
三重県環境生活部暮らし・交通安全課消費生活センター班

#### 映像制作にあたっての留意事項

- (1) 映像制作にあたっては、県担当者と十分協議するものとする。
- (2) 映像の構成上、表やイラスト、人形等の作成が必要な場合は、受託者が作成すること。

#### 4 成果物に係る権利等の帰属について

成果物に係る著作権、著作者人格権、意匠権、商標権等は、成果物等の引き渡しをもって、三重県に帰属するものとする。

成果物の著作権、著作者人格権、意匠権、商標権等が受託者以外の第三者に帰属している場合、受託者は、引き渡し時点までに当該権利を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うこと。

#### 5 契約上限額

2, 393, 820円(税込み)

#### 6 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 7 不適格事項

次のいずれかに該当する時は、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (3) 参加に際して事実と反する申込みや提案等の不正行為があったとき
- (4) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき
- (5) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

#### 8 提出を求める企画提案資料等及び提出部数

##### 企画提案資料等

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(別記様式1)【1部】
- (2) 事業者の活動状況、実績がわかる資料(法人の概要等)【正本1部及び副本7部】

(3) 企画提案書【正本1部及び副本7部】

① 様式

様式は自由とする。

② 内容・構成

以下の内容を記載すること。

- ・業務実施の基本方針
- ・業務実施の体制
- ・リスク管理体制

事業の実施において、不測の事態が生じた際のリスク管理体制（不測の事態を生じさせないためのチェック体制を含む）を記載すること。

- ・業務の全体的な企画提案
- ・業務のスケジュールや取り組みに向けた工夫提案等
- ・企画提案に関する有効な資料（過去5年間に類似業務を実施した実績がある場合は、当該業務の実施状況を一覧にし、その代表的なものについて資料を提出すること。）
- ・その他提案に必要な事項

(4) 設計書（見積書、費用内訳書）【正本1部及び副本7部】

(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】

消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し【1部】

(6) 契約実績証明書【1部】

(7) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合、商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されている6月以内に発行したもの）の写し【1部】

9 企画提案資料の提出期限及び提出先

提出期限：平成29年7月28日（金）16時（必着）

提出場所：〒514-0004

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

提出方法：上記提出場所に直接持参するか、郵送等により提出すること。

※ 郵送等により提出する場合は、必ず提出期限までに到着するよう発送し、電話にて受理の確認をすること。

10 最優秀提案の選定方法

別に設置する「平成29年度消費者啓発CM制作事業企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定する。

- (1) 企画内容（独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある質の高い内容となっているか。幅広い年齢層の視聴者が関心をもって見ることができるよう工夫されているか。）
- (2) 業務遂行能力（実施体制、業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。映像制作の専門性、ノウハウが十分認められるか。）
- (3) 目的適合性（消費者トラブル等の啓発CMとして適切な内容であるか。）

- (4) 意欲（事業に対する意欲が認められるか。）
- (5) 経済性（企画内容からして見積もり額は適正であるか。）

#### 1 1 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

##### (1) 日時

平成29年8月9日（水）13時30分から（予定）

※提案者毎の開始時間はおって連絡する。

##### (2) 場所

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階三重県消費生活センター研修室

##### (3) 説明要領

- ・説明者は各提案者あたり3名以内とする。
- ・企画提案資料以外の当日配布資料は7部用意すること。
- ・持ち時間は1提案あたり35分（説明20分、質疑応答15分）以内とする。
- ・パソコン及びプレゼンテーションソフト等の使用は各社の判断とする。

#### 1 2 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知する。

#### 1 3 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

##### (1) 質問の期限

平成29年7月21日（金）17時（必着）

##### (2) 質問の方法

電子メールまたはFAXで提出すること。

※質問送信後、電話にて受理の確認をすること。

##### (3) 質問に対する回答

平成29年7月26日（水）までに回答を三重県ホームページに掲載する。

#### 1 4 委託契約の締結

最優秀提案者と実施内容の詳細について協議のうえ委託契約を締結する。

#### 1 5 契約方法に関する事項

##### (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

##### (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する

場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合がある。

(3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。

(4) 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行う。

#### 16 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

#### 17 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

#### 18 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 19 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

#### 20 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

#### 21 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

(3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(4) 提出のあった企画提案資料は返還しない。

## 2 2 連絡先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階

三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班

TEL : 059-224-2400 FAX : 059-224-3372 E-mail : [shouhi@pref.mie.jp](mailto:shouhi@pref.mie.jp)